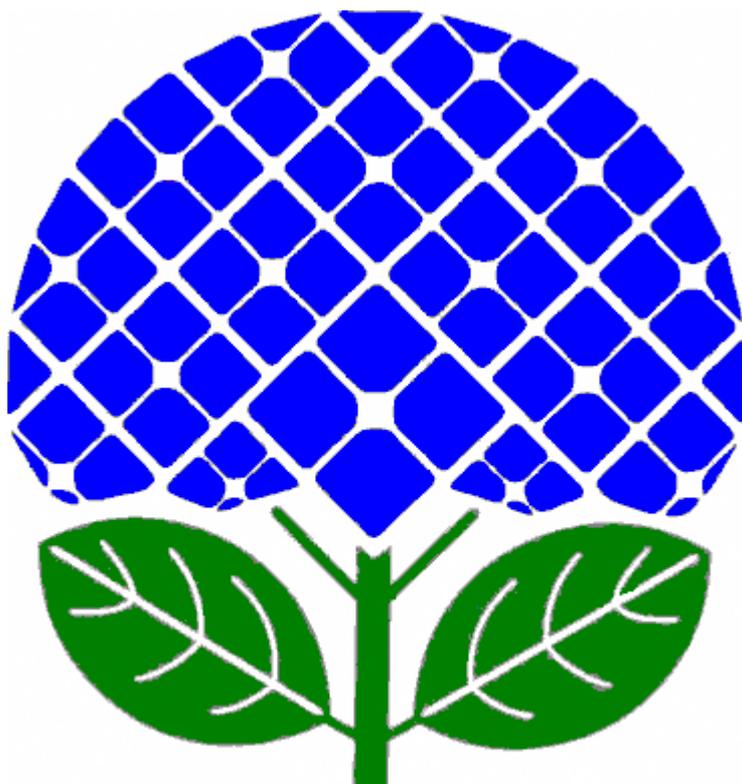


施術所開設の手引き



長崎市保健所

手引きで使用する略称

略称	名称
あはき法	あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等に関する法律 (昭和 22 年 12 月 20 日法律第 217 号)
柔整法	柔道整復師法 (昭和 45 年 4 月 14 日法律第 19 号)

令和7 年7月1日

①新規開設手続きの流れ



※構造設備や広告、開設届についてご不明な点がございましたら事前にご相談ください。

※開設届は開設後10日以内にご提出ください。

②施術所開設届時の提出書類

開設届の様式は、長崎市保健所地域保健課（市役所 11F）で配布しているほか、市のホームページにも掲載しています。なお、「あん摩マッサージ・はり・きゅう」と「柔道整復」では様式が異なりますのでご注意ください。また、「あん摩マッサージ・はり・きゅう」と「柔道整復」を併設される場合はそれぞれご提出ください。

提出書類：施術所開設（※押印は不要です）

添付書類	留意事項
開設者の身分証明書	顔写真付身分証明書の原本及びコピー持参（運転免許証など） ※法人の場合は、登記簿謄本・定款
従事する施術者の免許証	免許証の原本及びコピーを持参
従事する施術者の身分証明書	顔写真付身分証明書の原本及びコピーを持参（運転免許証など）
平面図	各部屋の用途、施術室・待合室の寸法及び面積、外気開放面積（窓のサイズ）と位置、換気装置の位置、ベッドの位置、消毒設備の位置を示したもの
施術所の位置図	住宅地図など敷地や建物の配置がわかるもの

※長崎市保健所では開設届がなされたことを証する「施術所開設届出済証」を交付しています。

※身分証明書や免許証については、原本をお持ちいただくことが原則ですが、開設者の責任において原本証明した書類の写しでも受付いたします。

【原本証明の例】

この写しは原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月

〇〇接骨院 開設者 〇〇〇〇 印

③ 実地調査

開設届の際に調査日時の調整をさせていただき、後日調査に伺います。

④ 開設届出事項に変更が生じた場合

従事する施術者の変更や構造設備の変更、開設者の住所または氏名の変更があった際には下記のとおり届が必要です。

提出書類：施術所開設届出事項の一部変更

変更内容	添付資料
構造設備の変更	変更前及び変更後の平面図を添付
従事する施術者の変更	<ul style="list-style-type: none">・新たに従事する施術者の身分証明書及び免許証の原本及びコピーを持参・単純に施術者が減る場合は、添付資料は必要なし ※原本を持参できない場合は開設者の責任において原本証明した書類の写し
開設者の住所又は氏名	個人の場合は変更後の住所が確認できるもの、法人の場合は登記簿謄本 ・定款を添付

⑤ 施術所を休止、再開または廃止する場合

提出書類：施術所休止・廃止・再開

※「あん摩マッサージ・はり・きゅう」と「柔道整復」では様式が異なりますのでご注意ください。
※廃止する場合は、開設時に交付された「施術所開設届出済証」の添付が必要です。紛失した場合は、「紛失届」を提出してください。

⑥ 出張のみによって業務開始する場合

提出書類：出張による業務

「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師」が出張のみによってその業務に従事するときは届が必要です。なお、既に施術所を開設されている場合は「出張による業務届」は必要ありません。また、柔道整復師に出張専業はありません。

⑦長崎市内に滞在して業務を行う場合

提出書類：滞在による業務

長崎市外に住所を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（施術所の開設者または勤務者である場合は、その施術所が長崎市外にある場合）が、長崎市内に滞在して業務を行う場合は届が必要です。

⑧施術所の名称

- 「はり療院、きゅう療院」など、はりの施術所、きゅうの施術所であることを明示する名称を使用することは差支えありませんが、単に「〇〇療院」「〇〇治療所」など、医療機関と誤認するような紛らわしい名称は使用できません。（医療法第3条）
- 「はり科、きゅう科」など、「科」の文字を使用することはできません。
- 流派その他技能経歴などに関連する事項は使用できません。
- 施術所で認められていない医業類似行為の名称（〇〇整体院など）を使用することはできません。

⑨広告の制限

「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針 ～あはき・柔整広告ガイドライン～（令和7年2月18日）」を遵守してください。

（あはき法第7条第1項）

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゅう業）
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日厚生省告示第69号）
 - ① もみりようじ
 - ② やいと、えつ
 - ③ 小児鍼（はり）
 - ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした
 - ⑤ 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - ⑥ 予約に基づく施術の実施
 - ⑦ 休日又は夜間における施術の実施
 - ⑧ 出張による施術の実施
 - ⑨ 駐車場設備に関する事項

(柔整法第 24 条第 1 項)

- 1 柔道整復師である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成 11 年 3 月 29 日厚生省告示第 70 号）
 - ① ほねつぎ（接骨）
 - ② 柔道整復師法第 19 条第 1 項前段の規定による届出をした旨
 - ③ 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - ④ 予約に基づく施術の実施
 - ⑤ 休日又は夜間における施術の実施
 - ⑥ 出張による施術の実施
 - ⑦ 駐車場設備に関する事項

⑩施術所の施設基準

下記の①～④については、あはき法施行規則第 25 条および柔整法施行規則第 18 条により定められています。

- ① 6. 6 平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
- ② 3. 3 平方メートル以上の待合室を有すること。
- ③ 施術室は、室面積の 7 分の 1 以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- ④ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

- 施術室、待合室の区画は固定壁で上下左右完全に仕切られているものであることが望ましいですが、防災上等でやむを得ない場合はパーテーション等で区画し、患者のプライバシーに配慮してください。
- ベッドを 2 台以上設置する場合には、各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮してください。
- 「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」と「柔道整復」を併設する場合、原則として専用の施術室は各々に必要ですが、両方の免許を有する施術者が 1 人で開設する場合、施術室は兼ねることが出来ます。

⑪衛生上の措置

下記の①、②については、あはき法施行規則第 26 条および柔整法施行規則第 19 条により定められています。

- ①常に清潔に保つこと。
- ②採光、照明及び換気を充分にすること。

- 洗面器を使用した手指消毒（ベイスン法）は、不確実な消毒法であり、有効に消毒できない恐れがあるので行わないでください。
- はりを業とする場合には、オートクレーブや乾熱滅菌器等を設置してください。使い捨てのはりを使用する場合、滅菌器は必要ありませんが、使用済みのはりの保管及び廃棄を適切な方法で行ってください。

【問合せ先】

長崎市保健所 地域保健課 医事統計係
住所：長崎市魚の町 4 番 1 号
電話：095-829-1153